

〔児童扶養手当〕を 特別児童扶養手当

受給されている方へ

毎年8月には、児童扶養手当の受給者は現況届を、特別児童扶養手当の受給者は所得状況届を提出していただくことになっております。この届は、今年の8月15日以前に提出し、提出先は児童家庭課です。この届は、今年7月までの1年間から来年7月までの1年間それぞれの手当引き続き受給できるかどうかを決めるものです。ただし、今年1月2日以降に他の市町村から転入された方は、その市町村長の所得証明(60年分)が必要ですので、早急に請求してご持参ください。

現況届・所得状況届の提出を

8月20日まで

児童扶養手当とは

○父が重度障害者である児童

特別児童扶養手当とは

○父が死亡した児童

行方不明の人をさがす

○お問い合わせ

住宅金融公庫からのお知らせ

お問い合わせ

お問い合わせ

災害に備え 向日市防災会議を開催



防災会議であいさつをする民秋市長

向日市防災会議が8月5日、市役所で開催されました。会議には、向日市・京都府向日町地方振興局・向日町警察署・向日市消防本部などの関係機関から22人が出席しました。席上で民秋市長は「去る7月21日から22日にかけての京都南部にもたらした集中豪雨による被害は、私たちに自然災害の恐ろしさや日頃の備えがいかに大切であるかを再度認識させた。災害から、かけがえのない生命、財産を守るため、防災体制の確立に万全を期したい」とあいさつしました。

このあと、向日市地域防災計画修正案と8月31日向日町競輪場で開催される消防・防災フェアについて審議が行われ、それぞれ原案どおり承認されました。

向日市地域防災計画の修正された内容の主なものは、災害情報の収集・報告システムについて明確化を図るとともに、非常時通信について放送要請に関する規定を設けたこと、水防信号を改めたこと、また、災害に際して、災害救助法を適用し応急的に必要な救助を行うため、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための災害救助法の適用計画を新たに設けたことや災害時における交通の安全を確保するための交通規制等について

もし、私たちの住んでいける町に大地震が起きたら、地震に限らず、台風、豪雨などの災害から身を守るためには、私たち一人ひとりが防災に対する正しい知識と心構えを持つことが大切です。

9月1日は「防災の日」。これを機会に、家族全員で防災会議を開いて、災害が寄りや子供を連れて逃げる

家族の安全は「家族防災会議」から

動けるよう、よく話し合ってください。

■家族防災会議で話し合う内容

- ▼火の始末をする人、お年寄りや子供を連れて逃げる
- ▼懐中電燈、ロウソク、マ



非常用品の確認

災害避難時の生活に備えて、次のような非常用品をリュックサックなどに詰めて用意しておきましょう。

- ▼懐中電燈、ロウソク、マッチ、ライター、固型燃料
- ▼飲料水(水筒に詰める)
- ▼食料品(乾パン、缶詰、食塩) 缶切り
- ▼下着類、手ぬぐい、ビニールふろしき、寝袋
- ▼救急医薬品(傷薬、包帯など)
- ▼ミルク、おしめ(赤ちゃんのいる家庭)

このほかに必要なものはないか、それぞれの家庭で話し合ってください。



帰国報告をする交換学生

向日市 交換学生が 帰国報告

向日市が姉妹都市協約を結んでいる米国カリフォルニア州サタゴ市へ交換学生として訪問していた一行4名が4日夜帰国し、5日市役所に民秋市長を訪れ、帰国報告をしました。一行は7月19日に出発し、2週間、サタゴ市のホストファミリーにホームステイをする中で、ホスト家庭や市民と友好親善を深めました。報告の中で「ホームステイでは自分の子のように扱っていただいた。とにかく米国は、すべてにスケールが大きく、すぐにとけ込める人なつこさには感心しました」とのことです。

今後、市では、交換学生の受け入れや派遣を通じてお互いの友好を深めたい、世界平和に貢献するため、国際交流事業を推進していきます。

向上訓練受講者の募集

講習名	期間	時間帯	受講料	締切	定員
初心者のための自動プログラミングの講習	9月1日～9月12日	18:00～21:00	1,000	8/30	10名
シーケンス コントローラー	8月26日～8月27日	9:00～16:15	2,000	8/23	10名

※定員になり次第締切りますので早めにご一報ください

お問い合わせ：〒617 長岡京市友岡1丁目2番1号
京都技能開発センター
開発援助課 ☎075(951)7391-3

看護婦等の資格をお持ちで 現在勤めておられない方へ

看護婦(士)、准看護婦(士)、助産婦、保健婦の資格を持ちながら、現在業務についておられない方へは、未就業看護婦等実態調査を行います。該当する方で、前回までの調査に御協力いただけない方は、氏名、住所、電話番号、生年月日、免許種別を電話またはハガキ等でご連絡ください。

▷受付期間 9月1日～30日
▷連絡先 京都府向日保健所庶務課
向日市上植野町馬立8番地
☎933-1151